

市では、使用料の徴収業務を委託していますので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定により、以下のとおり公表します。

《委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで》

- ・乳待坊公園いこいの広場使用料徴収事務委託先
- ・テントサウナ使用料徴収事務委託先

名称	所在地
株式会社ヒューテック	佐賀県武雄市北方町大字大崎 1100-8

地方自治法施行令（抜粋）（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条 次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
 - 二 手数料
 - 三 賃貸料
 - 四 貸付金の元利償還金
- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の収納義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書を添えて、出納長若しくは収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納代理郵便官署、収納事務取扱金融機関若しくは収納事務取扱郵便官署に払い込まなければならない。
- 4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、出納長又は収入役は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。